

令和2年9月1日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基発 0901 第 10 号 令和 2 年 9 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0329 第 3 号 令和 3 年 3 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0526 第 3 号 令和 3 年 5 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 <u>基発 1223 第 2 号</u> <u>令和 3 年 12 月 23 日</u></p> <p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第 2 条関係）</p>	<p style="text-align: right;">基発 0901 第 10 号 令和 2 年 9 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0329 第 3 号 令和 3 年 3 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0526 第 3 号 令和 3 年 5 月 26 日</p> <p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第 2 条関係）</p>

(1) (略)

(2) 実技講習 (第2条第3号関係)

実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析の実施について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。

また、次表の左欄における「偏光顕微鏡による定性分析の実施方法」は、日本産業規格 (以下「JIS」という) A 1481-1 による石綿分析方法、同欄における「位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法」は、JIS A 1481-2 による石綿分析方法、同欄におけるエックス線回折装置による定量分析の実施方法は JIS A 1481-3 及び JIS A 1481-5 による石綿分析方法、同欄における「偏光顕微鏡による定量分析の実施方法」は JIS A 1481-4 による石綿分析方法であること。

表 (略)

(3) ~ (4) (略)

3 ~ 4 (略)

(1) (略)

(2) 実技講習 (第2条第3号関係)

実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析の実施について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。

また、次表の左欄における「偏光顕微鏡による定性分析の実施方法」は、日本産業規格 (以下「JIS」という) A 1481-1 による石綿分析方法、同欄における「位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法」は、JIS A 1481-2 による石綿分析方法、同欄におけるエックス線回折装置による定量分析の実施方法は JIS A 1481-3 による石綿分析方法、同欄における「偏光顕微鏡による定量分析の実施方法」は JIS A 1481-4 による石綿分析方法であること。

表 (略)

(3) ~ (4) (略)

3 ~ 4 (略)